

特定非営利活動法人北の映像ミュージアム 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人北の映像ミュージアムと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を札幌市中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、北海道に根ざした映画芸術・映像文化を創造・発信し、発展させていくとともに、道民が映画芸術・映像文化を享受する地域文化の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）の第2条別表第6号に該当する活動を行い、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 主に北海道を舞台にした映画の上映会の開催。
- (2) 道庁及び道内各地域のフィルムコミッション（FC）に協力する活動。
- (3) 「北の映像ミュージアム」の内容を広く道民に伝えていくための活動。
- (4) 自治体の映像文化、芸術振興政策に関する提言事業。
- (5) 前各号に関する情報収集及び調査研究。
- (6) その他目的を達成するために必要な事業。

(収益事業)

第5条 この法人は、特定非営利活動の円滑な遂行に資するため、収益事業として、役務の提供並びに物品の販売及び斡旋を行うことができる。

- 2 前項に掲げる事業は、第4条各号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は第4条に掲げる事業にあてるものとする。

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員を法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、運営に参加する個人及び団体。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛助し、事業に協力する個人及び団体。

(入会及び会費)

第7条 会員として入会しようとする者は、定められた方法により入会申し込みを行うものとし、入会の承認は理事会が行う。

- 2 会員は、会費を納入しなければならない。ただし理事会が認めたものについては、この限りでない。
- 3 前各項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

- 2 この法人を退会しようとする者は、退会届けを理事会に提出することにより、任意に退会することができる。

- 3 この法人は、会員がこの法人の定款若しくは規則に違反した場合、又はこの法人の名誉を傷つけ、若しくは目的に反する行為をした場合はその会員を除名することができる。
- 4 前各号に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

(会費の不返還)

第9条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第10条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事5名以上30名以内
- (2) 監事1名以上3名以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、5人以内を副理事長とする。

(選任等)

第11条 理事及び監事は、総会において選出する。

- 2 理事長及び副理事長は理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、法第18条に定める職務を行う。

(任期等)

第13条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第14条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第15条 役員が心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められる場合、又は職務上の義務違反その他役員にふさわしくない行為があると認められる場合は、総会の議決に基づいて解任することができる。

(報酬)

第16条 役員報酬に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

(職員)

第17条 この法人は、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(構成及び権能)

第18条 この法人の総会は、正会員をもって構成し、この定款で別に定めるもののほか、事業計画及び収支予算、事業報告及び収支決算その他この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(種別及び開催)

第19条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、議長は、出席正会員の中から選出する。

2 通常総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員の5分の1以上の者から会議の目的である事項を記載した書面をもって請求があるとき。

(3) 法第18条第4号に定めるところにより監事が招集するとき。

(招集)

第20条 総会は、前条第3項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって、すくなくとも総会の5日前までに通知しなければならない。

(定足数)

第21条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第22条 総会の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第23条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむ得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電子メールをもって表決し、又は正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第21条及び第22条の適用については総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成及び権能)

第25条 理事会は、理事をもって構成し、この定款で別に定めるもののほかは、総会の議決した事項の執行に関する事項、理事会として総会に付議する事項その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決する。

(開催)

- 第 26 条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催し、議長は、理事長がこれにあたる。
- (1) 理事長が必要と認めるとき。
 - (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

(招集)

- 第 27 条 理事会は理事長が招集する。
- 2 理事長は前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(定足数、議決、表決権等及び議事録)

- 第 28 条 第21条から第24条までの規定は、理事会について準用する。この場合において、「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

第7章 資産及び会計

(資産の構成及び管理)

- 第 29 条 この法人の資産は、会費、寄付金収入、財産から生ずる収入、事業に伴う収入その他の収入をもって構成し、理事会の議決に基づいて理事長がこれを管理する。

(事業計画、予算、暫定予算及び収支決算)

- 第 30 条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度、理事長が作成し総会の議決を経なければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむ得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、収支予算成立までの期間に係る暫定予算を作成し、収入支出することができる。
 - 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
 - 4 この法人の事業報告及び収支予算は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、毎事業年度終了後3カ月以内に、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

- 第 31 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から始まり翌年の3月31日に終わる。

(収益事業の会計)

- 第 32 条 収益事業の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計と区分処理を行う。

第8章 解散及び定款の変更

(解散)

- 第 33 条 総会の議決によりこの法人が解散するときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の承諾を得なければならない。残余財産については、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡する。

(定款の変更)

- 第 34 条 この定款は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を得、かつ、法第25条第3項に該当する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 雑則

(公告)

- 第 35 条 この法人の公告は、この法人の事務所での掲示によりおこなう。ただし、法28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載しておこなう。

(雑則)

第36条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

付則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、この定款の定めにかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は2005年4月30日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から2004年3月31日までとする。
- 5 この法人の会費は、次に掲げる額とする。(2021年3月27日改正)
 - (1) 正会員年会費4,000円
 - (2) 賛助会員年会費3,000円